

世紀東急工業株式会社定款

第1章 総 則

第 1 条 当会社は世紀東急工業株式会社と称し、英文では、SEIKI TOKYU KOGYO CO., LTD. と表示する。

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の調査、企画、設計、施工、監理ならびに請負
2. 土木建築工事材料の製造および販売
3. 産業廃棄物の収集、運搬および処分ならびに産業廃棄物の再生製品の製造、販売
4. 土木建築工事用機械器具の製造、修理、販売および賃貸
5. 不動産の売買、賃貸借、それらの仲介および管理
6. スポーツ施設の経営ならびに会員券の売買および仲介
7. 再生可能エネルギー等による発電および電気の供給、販売
8. 上記に付帯または関連する一切の事業

第 3 条 当会社は本店を東京都港区に置く。

第 4 条 当会社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は1億5,000万株とする。

第 7 条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 8 条 当会社の単元株式数は100株とする。

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 11 条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第 12 条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに隨時これを招集する。

第 14 条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 15 条 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条 当会社の取締役は12名以内とする。

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

- ② 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条 当会社は会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

第 28 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第 29 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 36 条 当会社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

- 第 37 条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
- 第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 第 39 条 当会社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
- 第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満三年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。